

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇エカフェ、貿易拡大政府専門家会議開催

エカフェの貿易拡大政府専門家会議が8月20日から28日までバンコックで開催され、わが国をはじめ17か国の代表のほか、IMFおよびUNCTAD事務局がオブザーバーとして出席し、エカフェ地域の貿易拡大の具体策について検討した。

本会議で最も関心を呼んだ議題は“貿易自由化および支払取決めに關する域内協力プログラム”であったが、支払取決め(APU)の構想については、今後慎重な研究を続けることで意見の一致をみ、また、貿易自由化に關しては、希望国が輸出関心品目を呈示し、エカフェの場で相互に輸出拡大策を検討することとなった。なお、上記のほか討議された主要事項は次のとおり。

- (1) エカフェ貿易促進センターの活動方針に関する検討
- (2) 内陸国通過貿易における障害除去に関する具体策の検討
- (3) 海運、海上運賃ならびに保険、再保険の分野における域内協力強化のための方策
- (4) 域内諸国の石油および石油製品の貿易拡大についての可能性
- (5) 第2回UNCTADの勧告に対する評価

### 米州諸国

#### ◇米国、プライム・レート引下げ

9月24日、チェース・マンハッタン銀行は、プライム・レートを0.5%引き下げ6.0%とし、翌25日から実施すると発表した。引下げの理由として同行は、「貸出残高は引き続き高水準にあるものの、その増加額は予想を下回っており、最近における金利の全般的低下傾向と照らして、プライム・レートを引き下げることが適当と判断した」と述べている。

ファースト・ナショナル・シティ・バンクなどニューヨーク、シカゴ地区主要銀行はただちに追随し、9月末には同レート引下げはほぼ一巡した。しかし、引下げ幅についてはチェースが0.5%引き下げたのに対し、他の主要銀行はすべて0.25%の引下げにとどめており、昨年1月と同様適用金利は二分されることとなった。

### 欧州諸国

#### ◇英国、ポンド残高処理に関するバーゼル取決めに關する声明

英国大蔵省は9月9日、ポンド残高処理に關するバーゼル取決めに關して次のような声明を発表した。

「大蔵大臣は、7月8日下院において、ポンド圏諸国のポンド残高の変動を相殺するための新しい信用供与につき、英蘭銀行と外国中央銀行との間で原則的の合意が成立した旨を発表した。B I Sが本日発表したとおり、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、西ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイスおよび米国の中央銀行は20億ドル相当額の中期信用を英蘭銀行に供与することを確約した。この新取決めはただちに発効する予定である。

大蔵大臣が7月8日に説明したとおり、本件信用供与は、もともとポンド圏諸国との間で十分な協議が行なわれたのちに決定されることとなっていた。このため過去2か月間、ポンド圏諸国がポンドの全般的な安定に貢献する方法を確立することを目的として、協議が行なわれてきた。英国提案の要点は、ポンド圏諸国がポンド資産を今後も保有することを確約することの見返りとして、英国が当該諸国の公的保有ポンドの大部分(bulk)についてドル価値保証(dollar-value guarantee)を行なう、ということである。

英蘭銀行総裁は今回のバーゼル会議において、ポンド圏諸国との協議がすでに著しい進展をみたことを報告することができ、この結果、上記の中央銀行は20億ドル相当の信用供与を行なうことを確約することとなった。

おって、政府は本件取決めに關する白書を、10月初めごろに発表する予定である」。

#### ◇英国、公定歩合再引下げ

- (1) 英蘭銀行は9月19日、公定歩合を0.5%引き下げて7.0%とし、即日実施した。

今次措置に關する英蘭銀行の説明次のとおり。

「9月9日バーゼルで発表された取決め(前項参照)によって、ポンドの立場が強化され、加えて、今週初めに発表された8月の貿易収支をみると、とくに輸出がいつもの好伸を示すなど、英国国際収支に改善のきざしが現われている。このような情勢から公定歩合を7.0%に引き下げることが可能となった。ただし、市中貸出規制措置は全面的に継続実施される」。

- (2) 今次措置実施に伴い、ロンドン手形交換所加盟銀行

## ロンドン手形交換所加盟銀行金利

(9月19日以降)

通知預金(7日もの)	5.0 %
貸出金利(貿易金融以外はいずれも当座貸越)	
対国営企業(大蔵省の保証付き)	7.0 %
対地方公共団体	7.5 %
対住宅金融会社	
対保険会社	
対一流商工企業	8.0 %
対賦払い信用会社	
貿易金融(輸出信用保証)局の保証付き	
期間2年までの貸付	7.0 %
期間2年をこえ15年までの貸付	5.5 % (ただし、このほか1%の貸付契約手数料を加算)

の預・貸金金利は、慣行に従い同一幅(0.5%)だけ引き下げられた。

## ◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、土曜日休日制の実施を決定

(1) ロンドン手形交換所加盟銀行協会は9月13日、加盟銀行の土曜日休日制を明年7月1日から、空港等の特殊店舗を除いて全面的に実施することを決定した旨を発表した。なお、同協会は、月曜日から金曜日までの営業時間(注)を延長する意向で、これについても近く決定する予定である。

土曜日休日制については、銀行業以外の業種でこれを実施する企業が増加し、この面から銀行が職員採用上不利な立場に立たされているため、かねて銀行協会でその実施が検討され、当初は、全面的実施に至るまでの間一時的に、一部店舗に限って実施する計画もあったが、結局、この計画は実施がむずかしいとの結論に達し、一挙に全面的実施に踏み切ったものである。

(注) ロンドン手形交換所加盟銀行の営業時間は現在週27時間で、月曜日から金曜日までは午前10時から午後3時まで、土曜日は午前9時半から11時半までとなっている。

なお、スコットランド系銀行は、従来営業時間を週25時間(月曜日から金曜日までは午前9時半から12時半までおよび午後1時半から3時まで、土曜日は午前9時から11時半まで)としていたが、本年6月10日以降、土曜日休日制を実施するとともに、月曜日から金曜日までは3時半まで(ただし、金曜日は午前9時半から午後3時半まで営業を続行)、また木曜日はさらに4時半から6時まで営業を行ない、週当りの営業時間を26時間半に延長している。

(2) 今次措置決定に対する各界の反響をみると、大蔵省は従来、「週5日制の導入には反対しないが、土曜日

休日制の実施には一概には賛成しかねる」との態度をとっていたが、今次措置の発表に対してはとくに異議を唱えなかった。一方、全国小売業者団体(National Chamber of Trade)、消費者協議会(Consumer Council)などは、買物客の多い土曜日に銀行が休業すると不便をこうむるようになるとして、今次措置の決定に対して強く抗議している。また、全国銀行従業員組合(National Union of Bank Employees)は、土曜日休日制は組合側の年来の主張であり、それ自体としては歓迎するが、同制度実施とのかねあいでも曜日から金曜日までの営業時間を延長するという銀行経営者側の方針には反対する意向を示しており、これに関する労使の話合いのなりゆきが注目される。

## ◇英国、大手電機メーカーの合併

(1) 英国の産業再編成公社(Industrial Reorganization Corporation)は、かねて電機業界の再編成に強い関心を示し、すでに昨年11月、General Electric Company(略称GEC)によるAssociated Electrical Industries(略称AEI)買取りに積極的な助力を行なったが(42年12月号「要録」参照)、さる8月21日に行なわれた英国最大の電気通信機メーカーPlesseyによるEnglish Electric(総合電機メーカー中、年商はAEI合併後のGECに次ぎ第2位、略称EE)買取り申込みに対して、EEが同23日拒否の態度を示したことを契機に、電機産業の再編成をさらに強力に推し進めることとし、各社間の調整に努めた。この結果、EEとGECは、産業再編成公社の暗黙の了解を得て、9月8日、両社の合併によって年商9億ポンド強の西欧最大級の総合電機会社(会社名General Electric and English Electric Companies)を設立する計画を発表するに至った(注)。

公社がEEとGECとの合併を勧奨し、EEとPlesseyとの合併を支持しなかったのは、前者のほうがより強大な企業が出現すること、生産品種に重複するものがかなりあり、合理化の余地が大きいこと、などによるものと伝えられる。

(2) 一方、政府は9月12日、商務相、経済相、技術相を含む15閣僚会議を開いて、本件合併計画に関する態度を検討した。この結果、政府は翌13日、「①本件合併は電機産業の効率を高め、輸出の促進に寄与する、②合併に伴い一部電機製品の生産集中度がきわめて高くなるが、それらの販売先は買手独占の傾向が強い国有鉄道など国営企業で、合併により売手独占の弊害が生ずるおそれは少ない」、との産業再編成公社の見解を受

け入れるとともに、本件合併計画について独占禁止委員会(Monopolies Commission)に諮問する場合は、合併計画に関する政府の態度決定が遅れ、産業界に不安をひき起こすおそれがあることを考慮して、本件合併計画を同委員会に付託しないまま承認することとした旨を発表した。ただ、政府は合併後の新会社が競争制限行為を行なうことを防止するため、産業再編成公社から新会社に1名の役員を派遣することとし、また、将来競争制限行為が現実に行なわれるようになった場合は、当該案件を独占禁止委員会や物価・所得委員会(National Board for Prices and Incomes)の審査に付す用意があることを明らかにした。

(注) 1. 本件関係会社の概要

	資本金 (百万 ポンド)	年商 (百万 ポンド)	税引前利益 (百万 ポンド)	雇用者数 (千人)
E. E.	314	412	28	126
GEC(AEIを含む)	295	500	18	128
Plessey	110	145	15	68

2. 電機メーカーの国際比較(年商ベース)

		(百万ポンド)
1. General Electric	(米 国)	3,200
2. Westinghouse	(米 国)	1,200
3. I T & T	(米 国)	1,150
4. E E-GEC	(英 国)	912
5. Philips	(オランダ)	870
6. Siemens	(西ドイツ)	815
7. 日立	(日 本)	588
8. AEG	(西ドイツ)	500

資料: Times 紙8月22日号、9月7日号。

#### ◇西ドイツ、6%もの長期公債を発行

西ドイツでは、9月19日、表面金利6%の連邦郵便債(総額210百万マルク)が発行された(従来、長期公債の表面金利は6.5%が一般的)。

このところ西ドイツの長期金利は、①企業の自己金融力の増大、②公的部門の起債需要の低下、③個人貯蓄の好調、などから低下を続けているため(9月号「国別動向」参照)、1965年春以来約3年半ぶりに6%もの公債の発行が可能となったもので、今回の起債も順調に全額消化されたと伝えられている。

もっとも、先行き一段の景気拡大が見込まれるおりから、一部金融筋では、今後民間の起債需要が増加し、金利が反騰する可能性もあるとして、6%もの公債の発行が定着することに疑問を示す向きもある。

今次発行の連邦郵便債の発行条件、次のとおり。

期 間	10年
表面金利	6%
発行価額	額面の98%
応募者利回り	6.28%

#### ◇西ドイツ、1969年度連邦予算案を決定

西ドイツ政府は9月5日、明年度の連邦予算案を閣議決定した。西ドイツでは、国内景況の上昇に伴い一部に景気過熱を懸念する声も聞かれはじめており、財政政策の動向が注目を集めていたが、今次予算案は、本年度予算がある程度景気推進の性格をも有していたのに対し、総じて景気中立的な性格となっている。すなわち、

- (1) 連邦歳入は、景気好転に伴う税収好調を主因に本年度予算比11.1%増が見込まれている反面、歳出は同5.4%増にとどめられており、この結果、連邦財政収支じりは36億マルクの赤字と本年度予算(73億マルクの赤字)に比べ半減している。この69年度の赤字は、昨年7月策定された第1次中期財政計画(67~71年)における69年度の赤字見込み(74億マルク)に比べてもほぼ半分となっており、景気上昇に伴う税収増加を機に、財政の健全化が図られたものといえよう。
- (2) 前記69年度歳出・歳入の伸びを本年度予算の67年度予算に対する伸びと比較してみると、歳入面では本年度(+4.1%)を大きく上回っているのに対し、歳出面ではこれを下回ることになっている(本年度+6.8%)。
- (3) 経済成長率との関係でも、連邦歳入の伸びは明年度GNP名目成長率(6.3%)以下にとどめられているほか、地方財政を含めた財政支出全体の伸びも、ほぼ明年度の名目GNP成長率の範囲に収まることが予定されている。
- (4) なお、歳出項目別の特色としては、運輸交通費、科学

#### 1969年度の西ドイツ連邦予算案

(単位・億マルク)

		1969 年度	1968 年度	伸び率 (%)	1969年度 の構成比 (%)
歳 入	租 税	736	664	10.9	93.4
	手数料その他	52	45	15.5	6.6
	計	788	709	11.1	100.0
歳 出	社会 保 障 費	226	224	0.9	27.5
	軍 事 費	199	191	4.2	24.1
	運 輸 交 通 費	91	82	10.7	11.0
	農 林 関 係 費	56	54	2.5	6.8
	後 進 国 援 助 費	24	22	6.7	2.9
	科学技術関係費	22	19	13.4	2.6
	住 宅 建 設 費	16	15	3.1	1.9
	その他とも計	824	782	5.4	100.0
財 政 収 支 じ り (借入金および公債発行)		△ 36	△ 73	—	—

資料: BULLETIN 9月6日号。

技術関係費の伸びが目だつ反面(本年度予算比それぞれ+10.7%、+13.4%)、最大のウェイトを占める社会保障費は本年度比微増(同+0.9%)にとどめられている。

◇西ドイツ、中期財政計画(案)を決定

西ドイツ政府は9月5日、明年度連邦予算案(前項参照)と同時に、1968~72年度間の中期財政計画(案)を決定した。これは「経済安定・成長促進法」第9条(注)により、連邦政府がその予算案の前提として毎年策定することを義務づけられているものであり、昨年7月策定の第1次計画(期間67~71年度、以下「前回計画」という)に続く2回目の計画である。

今次計画の特徴点次のとおり。

- (1) 計画期間中のGNP成長率見通しは、頃来の順調な景気拡大傾向を考慮して、年平均名目6.0%、実質4.4%と前回計画(名目5.0~5.5%、実質4.0%)に比べ高めに改定された。
- (2) 成長率見通しの上向き改定に伴い、連邦歳入の増加が大きく見込まれている一方(年平均+6.2%、前回計画+4.2%)、連邦歳出は、前回計画を下回る伸びに押えられており(年平均5.5%、前回6.1%)、この結果財政赤字は大幅に縮小することとなった。
- (3) 計画期間中の地方財政も含む財政支出の伸びは、年平均6.0~6.5%と、この間のGNP名目成長率にはほぼ見合うことが予定されており、この点については前回計画(地方財政を含む財政支出年平均+6.0%)と同様

の方針が採られている。

- (4) 歳出項目別では、投資的支出のウェイトが前回計画に比べてさらに高められている(年平均20.3%、前回16.6%)。

(注) 「経済安定・成長促進法」第9条は、中期財政計画の作成義務につき要旨次のように規定している。

- (1) 連邦予算は財政5か年計画に基づくものとする。
- (2) 財政5か年計画には翌年度以降の見込み支出の規模とその内容ならびに財源調達方法も織り込み、経済全体の供給能力の予想成長率に見合うものとする。
- (3) 財政計画は毎年情勢に適合させたいえで継続される。

◇フランス、1969年度予算案と経済拡大政策を決定

フランス政府は、9月4日の閣議において、69年度予算案の大綱および民間投資促進などを含む経済拡大政策を決定した。なお、経済拡大政策は26日議会で承認された。

1. 69年度予算案の特色

- (1) 歳出総額が1,523億フランと本年度当初予算比18.4%の大幅増加となったにもかかわらず、歳入総額は1,407億フラン(同11.1%増)と比較的小幅にとどまるため、結局収支じりは、116億フランの赤字と第5共和制発足以来最大の赤字額に達した(本年度当初予算赤字19億フラン)。
- (2) 歳出の内訳をみると、今次混乱の結果締結された協定に基づく公務員等給与の負担増(53億フラン)が響い

フランスの1969年度予算案

(単位・億フラン)

		1968年度 (当初 予算)	1969年度 (当初 予算案)	前年度比 増減(△)率(%)	
				68/67	69/68
一般 予算	歳出	1,245	1,479	9.4	18.7
	うち一般民生費	808	1,009	10.1	24.9
	財政投資	187	206	10.9	10.0
	軍事費	250	263	6.1	5.2
	歳入	1,245	1,385	7.8	11.2
	収支じり	—	△ 94		
融 資 予 算	歳出	40	44	6.1	8.0
	うち住宅貸付	3	不詳	△ 65.0	不詳
	経済社会開 発基金貸付	25	〃	38.6	〃
	歳入	21	22	3.3	2.7
	収支じり	△ 19	△ 22		
合 計	歳出	1,286	1,523	9.3	18.4
	歳入	1,266	1,407	7.7	11.1
	収支じり	△ 19	△ 116		

西ドイツの中期財政計画(連邦予算分)

(単位・億マルク)

	1968 年	1969 年	1970 年	1971 年	1972 年	5か年 平均
連邦歳出	782	824	868	912	959	
対前年比(%)	6.8 (6.7)	5.4 (2.8)	5.4 (5.7)	5.1 (4.9)	5.0	5.5 (6.1)
投資的支出の ウェイト(%)	19.4 (18.3)	19.6 (18.9)	20.1 (18.9)	20.8 (19.2)	21.4	20.3 (16.6)
連邦歳入	708	788	832	874	918	
対前年比(%)	4.1 (4.1)	11.3 (7.3)	5.5 (4.7)	5.0 (4.4)	5.0	6.2 (4.2)
うち租税収入	664	736	779	812	840	
同上対前年比 (%)	4.0	10.9	5.8	4.2	3.4	
赤字	73 (88)	36 (74)	36 (86)	38 (93)	41	45 (79)

(注) カッコ内は前回計画、5か年平均欄は67~71年の平均。  
資料: BULLETIN、9月6日号。

て、一般民生費の著増(本年度当初予算比 24.9%増)が目立ち、反面財政投資(同 10.0%増)、軍事費(同 5.2%増)の増加は小幅に押えられている。

(3) 歳入面では、歳入規模算定の基礎となる明年度経済成長率を、実質 7.1%ときわめて高く想定して税収増加を見込んだほか、高額所得者に対する所得税、相続税、ガソリン税の税率引上げおよび高級酒購入税の創設などにより 22 億フランの歳入増加も図られているが、他方民間投資の促進を図るための減税措置、雇業者税の引下げなど、約 33 億フランに及ぶ企業の税負担の軽減、本年 1 月の措置に基づく低所得層に対する減税(2 月号「要録」参照)が織り込まれたため、結局歳入の増加は本年度当初予算比 11.1%にとどまっている。

## 2. 経済拡大政策

### (1) 投資促進減税措置

1966 年 2 月から 12 月までに実施された減税措置(償却期間 8 年以上の投資財を購入した場合、購入価額の 10%の税額控除)の大綱に沿って、本年 6 月以降発注し、明年 12 月(ただし、一部製品については 70 年末まで例外を認める)までに引渡しを受ける投資財につき、原則として購入価額の 10%の減税措置を講ずる。

(2) 投資財に対する付加価値税についての控除限度の廃止

(3) 雇業者税(注)(la taxe sur salaire)の引下げ

本年 11 月 1 日以降雇業者税の税率を 15%引き下げる(基準税率 5.0→4.25%)。

(注) 1948 年創設された制度で、雇用主が、その被用者に対して支払った給与、諸手当、その他報酬等に対して課せられる税。

(4) 金利負担の軽減

企業の金利負担を軽減するため、68 年 9 月から 69 年 12 月までに行なわれる、①社債発行に対しては 1.7%の利子補給、②クレディ・ナショナルなど政府系金融機関からの長期借入れについては金利引下げ(7.25→6.75%)、を実施する。

(5) 転換社債の発行を認める(66 年 7 月 24 日付法律の改正)。

### ◇フランス、為替管理措置等を廃止

フランス政府は、9 月 4 日、さる 5 月 31 日政治・経済的混乱に伴う資本逃避を阻止するため実施した為替管理措置を廃止する旨発表した(5 月 29 日付「為替管理に関する政令」<7 月号「要録」参照>の全面廃止)。

また上記措置と関連して、国家信用理事会は 9 月 21 日同理事会決定を発表し、居住者のフラン投機を抑制する

趣旨で 7 月 10 日から実施してきた居住者の外貨預金に対する準備預金制度の適用(8 月号「要録」参照)を 9 月の積立期間(8 月 21 日～9 月 20 日)の満了を待って廃止することとした。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇シンガポール、非居住者の個人預金利子に対する免税措置

シンガポール政府は、8 月 20 日以降非居住者の個人預金利子を非課税扱いとし、あわせて当該預金名義を無記名とすることを認める旨発表した。

同国は、国際収支対策の一環として外資流入を促進するため、昨年 7 月非居住者の個人預金利子に対する税率を 40%から 10%に引き下げたが、今回は英駐留軍撤退決定に伴う事態に対処し、さらにその効果を高めようとするものである。なお、現在同国の預金利率は、3 か月もの 5.5%、6 か月もの 5.75%、9～12 か月もの 6.0%である。

### ◇豪州・ニュージーランド・マレーシアの英ポンド資産に関する英国政府との取決め

豪州、ニュージーランド、マレーシアは、英ポンド安定に関する英国との交渉の結果、3 国の対外準備資産における英ポンド保有比率ならびにそれに対する英国の価値保証に関し、それぞれ次の取決めが成立した旨発表した。

(1) 豪州は、公的対外準備資産のうちの英ポンド保有比率が 40%を下回らないよう維持し(現在約 45%)、英国は、同国の公的英ポンド保有残高の 80%につき、米ドル建の価値保証を行なう。

(2) ニュージーランドは、公的対外準備資産のうち英ポンド保有比率が 70%を下回らないよう維持し(現在 80%)、英国は、同国の公的英ポンド保有残高の 90%につき、米ドル建の価値保証を行なう。

(3) マレーシアは、公的対外準備資産中に占める英ポンド比率が 40%を下回らないよう維持し、英国は、マレーシアの公的英ポンド保有残高が、同国の全公的準備資産の 10%を上回る部分につき、米ドル建の価値保証を行なう。

なお、3 国とも本協定の有効期間は 3 年とし、双方の合意があれば、さらに 2 年間の延長が可能である旨報じられている。

### ◇豪州、1969 年度予算発表

豪州政府は、8 月 13 日、1969 年度予算(1968 年 7 月～

### 豪州の1969年度予算

(単位・百万豪州ドル)

	1968年度		1969年度	
	実績	前年度比 (%)	予算	前年度比 (%)
歳入	租税収入	4,869 + 10.3	5,367 + 10.2	
	うち所得税	3,037 + 11.2	3,376 + 11.2	
	間接税	1,584 + 8.3	1,725 + 8.9	
	その他	248 + 12.2	266 + 7.3	
	その他収入	600 + 5.1	678 + 13.0	
	計	5,468 + 9.7	6,044 + 10.5	
歳出	国防費	1,115 + 16.4	1,217 + 9.1	
	州政府交付金	1,354 + 11.3	1,466 + 8.3	
	公共事業・住宅計画	677 + 5.0	710 + 4.9	
	社会保障費	1,335 + 4.1	1,447 + 8.4	
	行政費	360 + 12.1	384 + 6.7	
	海外経済援助費	126 + 13.5	144 + 14.3	
	産業助成金	179 + 37.7	217 + 21.2	
	その他	966 + 10.8	1,006 + 4.1	
	計	6,112 + 10.4	6,591 + 7.8	
収支じり	△ 644		△ 547	

1969年6月)を発表したが、最近の景気上昇基調に対処してやや抑制ぎみに予算を編成している。

すなわち、歳出は6,591百万豪州ドルと前年度比7.8%の増加(昨年+10.4%)にとどめ、費目別にも産業助成金、海外経済援助費の著増を例外として、公共事業費、行政費中心にできるだけ圧縮に努めている。

一方歳入面でも、法人税率、売上税率の引上げ、ラジオ・テレビ登録料金、航空運賃の値上げなどの増収措置を講じたため、総額6,044百万豪州ドルと前年度比10.5%の増収(昨年+9.7%)を見込んでいる。

この結果、財政収支の赤字は547百万豪州ドルと前年度(赤字644百万豪州ドル)に比し約97百万豪州ドルの縮小となっている。